

洪水・土砂災害ハザードマップ

本市においても起こり得ることである。このような災害に備える体制と取組について、土砂崩壊等のおそれのある箇所の把握状況は。

答 土砂災害警戒区域は242箇所が指定されており、急傾斜地、土石流、地滑りの3つに分類されている。地滑りのおそれがある箇所はない。また、急傾斜地崩壊危険箇所は137箇所となっている。

問 土砂災害の防止、生活環境の保全の観点から、残土の処分や切土による土砂採取を規制する条例を制定してはどうか。

答 県の環境部局において、県内の埋立て等を使用される土砂等に関する環境上の基準を定めるとともに、土砂等の崩落等による飛散及び流出等を防止するための規制を設ける動きが既に始まっていると聞いている。本市には、土砂等の埋立て等に関する条例はないが、県が始めた県内統一的な基準及び土砂等の流出等を防止するための規制の動向を注視していきたい。

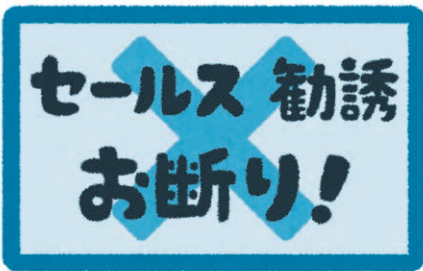
柴田安彦（無党派）

消費者保護対策について

問 特殊詐欺対策として、迷惑電話防止機能付電話機、着信拒否装置、通話録音警告機等の貸与、または買う場合の助成についての市の考えは。

答 西三河地方の市町村などで導入されているので、実施市町村の状況を調査研究し、効果的な実施方法を研究していきたい。

問 5年前の市議会定例会で悪質な訪問販売等を



防止するため、「訪問販売お断り」ステッカーを勧誘拒絶の意思表示とする条例制定を求めたが、東三河広域連合の事務との答弁であった。今年8月の広域連合議会で質問したところ、広域連合の事務ではないとの答弁であった。市の判断と条例化の考えを伺う。

答 今回、広域連合議会に連合の事務の範囲を超えていることが判断された。よって、今後はこのステッカーを貼ることにより法的効果を持たせることでどれだけ効果があるか、市独自の条例制定でより効果的な施策を実施できるかも含めて、研究を重ねていきたい。

藤田裕喜（市政クラブ）

保育園のお昼寝用布団の加熱乾燥消毒について

問 保育園での布団の衛生管理について、アレルギー症状がある等配慮が必要な園児の布団、おねしょ等をした場合の対応など、現状はどうなっているか。

答 布団の管理は園によって異なるが、布団棚等や遊戯室にスペースを作って保管している。アレルギー症状等で配慮が必要であると要望がある場合は別の場所での保管している。布団が濡れたり汚れた場合は、保育士がシーツの水洗いや布団を干しているが、場合によっては保護者に持ち帰りをお願いすることもある。

問 保護者が布団を洗濯等をしてきれいにしているか、把握しているのか。

答 保護者に直接確認は行っていない。

問 加熱乾燥消毒を導入すれば、害虫駆除やカビの発生防止ができるかと考えるが市の考えは。

答 加熱乾燥消毒については、殺菌の効果と安価に利用できるかと理解している。現在の運用を直ちに變更することは考えてないが、導入している私立幼稚園等を参考に研究したい。

松本昌成（公明党市議員）

ヤングケアラー支援について

問 福祉全般に関する包括的な総合相談窓口の設置の取組について伺う。

答 令和4年度中の福祉総合相談窓口と、窓口を支える総合支援チームの設置を目指し検討をしている。

